

## 岡谷市通学路安全対策会議設置要綱（案）

### （設置）

第1条 岡谷市小中学校における通学路の安全確保に向けた取り組みを関係機関が連携し、継続的に推進するため、「岡谷市通学路交通安全プログラム」に基づき、岡谷市通学路安全対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

### （任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の合同点検の実施に関すること。
- (3) 通学路の安全対策の検討及び実施に関すること。
- (4) 通学路の安全対策の効果把握及び改善、充実に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 対策会議の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる組織または機関のうちから、岡谷市教育委員会が任命又は委嘱する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （役員）

第5条 対策会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 対策会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を受けることができる。

### （庶務）

第7条 対策会議の庶務は、教育委員会教育総務課が行う。

## 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	組織・機関	
学校関係	岡谷市校長会	
	岡谷市教頭会	
	岡谷市生徒指導推進委員会	
	岡谷市PTA連合会	
地域代表	岡谷市区長会	
行政関係	国	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所岡谷維持修繕出張所
	県	長野県諏訪建設事務所
	警察	岡谷警察署交通課
	市	岡谷市建設部水道部
		岡谷市市民環境部
		岡谷市教育委員会

**【平成27年度スケジュール】**

時 期	取り組み内容	実施者
① 4～5月	危険箇所の抽出 各小学校区において、子どもを守る地域安全指導マップより「特に危険な箇所」と思われる所を抽出し、教育総務課に報告する。	学校
② 6月	危険箇所のとりまとめ 学校から提出された危険箇所を教育総務課でまとめる。	教育総務課
③ 7月 22日	<b>【通学路安全対策会議開催】</b> 合同点検実施箇所の設定 通学路安全対策会議を開催し、合同点検実施箇所を設定する。	通学路安全対策会議 対策会議
④ 7～8月	合同点検の実施 通学路安全対策会議で合同点検を実施する。	
⑤ 9月	<b>【通学路安全対策会議開催】</b> 合同点検の結果を受けて対策必要箇所の安全対策の検討 合同点検した結果から、危険箇所について安全対策の検討を行う。	
⑥ 3月	<b>【通学路安全対策会議開催】</b> 対策効果の把握／対策の改善、充実を図る H25～27年に実施をした安全対策について、関係機関から教育総務課に報告いただくと同時に、対策箇所の様子について学校等から意見を伺い、3年間の安全対策について総括を行う。	H25～27年に実施をした安全対策について、関係機関から教育総務課に報告いただくと同時に、対策箇所の様子について学校等から意見を伺い、3年間の安全対策について総括を行う。
⑦ 通 年	通学路危険箇所・安全対策案・安全対策結果の公表 危険箇所・安全対策案・安全対策結果を市ホームページに公表する。 平成27年度分の安全対策実施 安全対策案に基づき、安全対策を実施する。	教育総務課 関係機関

\* Plan : ①～③ / Do : ④⑤⑦ / Check・Action